

「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」の取組状況(令和2年度)

取組の方向	R2具体的な取組	課題	R3取組内容	担当課
(2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援				
ア 子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援				
<p>○ 福祉と教育の情報共有など、就学前から、子供たちを多面的・継続的に見守り、予防的に支援する仕組みを構築します。</p> <p>○ 専門職の確保や人材育成、市町へのアドバイザーの派遣等により、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町への設置を促進します。</p>	<p>・府中町において、子供の育ちに関わるリスクを予測するためのAIモデルの開発、リスク予測の結果と関係者間で情報共有を行うためのアプリケーションを開発しました。</p> <p>・また、府中市においても、AIモデルの開発可能性を検証するための試験的分析を行いました。</p> <p>拠点設置のアドバイザーによる個別相談や全体研修の実施などの伴走型支援を実施し、6市町が新たに設置しました。</p>	<p>・残りのモデル市町である府中市、海田町、三次市においてもAIモデルの開発やアプリケーションの開発を着実に進める必要があります。</p> <p>・府中町において最適な予防的支援を提供する仕組みを構築していく必要があります。</p> <p>・府中町においてAIモデルの精度を向上させる必要があります。</p> <p>拠点の設置により専門職の配置や事業が実施しやすくなることの周知を引き続き行う必要があります。</p>	<p>・府中市においてはAIモデルやアプリケーションの開発、海田町において試験的分析、三次市においてニューボラのデジタル化を進めます。</p> <p>・府中町において正解データや入力データを増やす取組を進め、AIモデルの精度向上を図ります。</p> <p>・府中町において支援の基準に基づきAIの予測するリスクが高い家庭の状況を確認し、支援を届ける取組を試験的に進めます。</p> <p>全市町に子ども家庭総合支援拠点が設置されるよう引き続きアドバイザー派遣、研修を実施します。</p>	<p>子供未来応援課</p> <p>子ども家庭課</p>
イ 不登校の子供等への支援				
<p>○ 校内適応指導教室(スペシャルサポートルーム)の整備や、フリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校児童生徒に対応する支援を充実させます。</p> <p>○ SC及びSSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。</p>	<p>・不登校等児童生徒支援指定校におけるスペシャルサポートルーム(SSR)での学習支援やコミュニケーション能力の向上に向けた取組の成果及び、学級集団づくりによる不登校未然防止の取組の成果等について、生徒指導主事研修会などで周知し、県内の不登校等児童生徒への支援の充実を図りました。</p> <p>・社会とのつながりが途切れないための学校外の多様な学びの場の確保に向け、県内のフリースクール等と情報共有会を開催し、不登校等児童生徒への支援方法や内容についての意見交換を行いました。</p> <p>・スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の人材確保のため、各職能団体等において広報活動を行い、配置を拡充するとともに、スーパーバイザー等を活用した連絡協議会(研修)を開催し、専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りました。</p>	<p>・学校への出席日数が10日以下である児童生徒が一定数いることから、関係機関と連携しつつ、家庭へのフォローを進め、不登校の児童生徒が、社会的自立に向けて、社会とつながっていく支援の充実を図る必要があります。</p> <p>・全ての子どもたちが健やかに夢を育み、その能力と可能性を最大限に高めることができるよう、市町教育委員会や学校とフリースクール等との連携も視野に入れた支援について、幅広く検討する必要があります。</p> <p>・学校からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や配置時間増の要望が増えていることから、人材確保や、配置時間・配置形態の見直しを行う必要があります。</p>	<p>・不登校SSR推進校を21校(小6校・中14校・義1校)に増やして、SSRの設置を広げるとともに、広島県教育委員会の指導主事が週1日、終日訪問してSSR担当教員と共にSSRを利用する児童生徒、学校全体への支援内容を充実させ、SSR設置した取組の成果を県全体に発信します。</p> <p>・また、家庭に要因がある場合については、SSW等を生かして関係機関と連携した、家庭への支援を充実させていきます。</p> <p>・今後も、情報交換や意見交換の場を継続するとともに、フリースクール等と学校や市町教育委員会の連携が進むよう、双方から意見を伺うなどし、連携方法を検討します。</p> <p>・小中連携の充実を図るため、スクールカウンセラーを全ての中学校区に配置し、併せて校区内の小学校へ派遣します。</p> <p>・また、県立学校にはこれまで生徒指導上の諸課題の状況等を踏まえてスクールカウンセラーを配置してきましたが、令和3年度は全県立高校にスクールカウンセラーを配置するなど、教育相談体制の充実を図ります。</p>	<p>個別最適な学び担当</p> <p>豊かな心と身体育成課</p>
<p>○ SC及びSSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。</p>	<p>・スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。</p>	<p>・学校からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や配置時間増の要望が増えていることから、人材確保や、配置時間・配置形態の見直しを行う必要があります。</p>	<p>・小中連携の充実を図るため、スクールカウンセラーを全ての中学校区に配置し、併せて校区内の小学校へ派遣します。</p> <p>・また、県立学校にはこれまで生徒指導上の諸課題の状況等を踏まえてスクールカウンセラーを配置してきましたが、令和3年度は全県立高校にスクールカウンセラーを配置するなど、教育相談体制の充実を図ります。</p>	<p>豊かな心と身体育成課</p>
ウ ひきこもりの子供・若者、若年無業者(ニート)への支援				
<p>○ ひきこもりの早期発見、早期支援につなげるため、民生委員・児童委員など地域において支援に携わる方に、ひきこもり相談支援センターの業務内容の周知を図るほか、18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有方法について、検討を進めます。</p> <p>○ ひきこもり相談支援センター等で相談支援を行う職員に対する実践的な研修等により、人材育成・確保に取り組むほか、ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡協議会の開催などにより、関係機関の連携強化に取り組めます。</p> <p>○ 高校中途退学者を含むニートの就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション(若者交流館)において、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験、関係機関との連携の推進を図るほか、ひろしましごと館において、キャリアコンサルティングなど、若者の職業的自立に向け、きめ細やかな支援を推進します。</p> <p>○ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。</p> <p>○ 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。</p>	<p>・広島ひきこもり相談支援センターにおいて、研修会等の開催や広報パンフレットの配布等により、ひきこもりに関する知識啓発やセンター利用の促進についての情報を発信し、周知を図りました。</p> <p>・また、広島ひきこもり相談支援センター実務者連絡協議会において、各関係機関の取組状況や課題等を情報共有し、18歳未満の相談対応や課題等について検討しました。</p> <p>・総合精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり支援者を対象とした研修会を開催し、人材育成に取り組まれました。</p> <p>・また、広島ひきこもり相談支援センター実務者会議の開催により、関係機関との連携を図りました。</p> <p>・若者交流館では、支援対象年齢を40歳代にまで拡大し、広島市くらしサポートセンターと連携して、従来のニート(39歳までの若年無業者)のみならず、就職氷河期世代を含めた生活困窮者も就業支援の対象として、関係機関と連携を図り、適切な支援機関の活用等を図りながら、相談者の早期の自立を促進してきました。</p> <p>・ひろしましごと館のターゲットとなる就労への意欲はあるものの就労困難な若者への周知を図るため、県HP、SNS、リーフレットなどによる広報や、市町等が主催する合同企業説明会にて出張相談を実施するとともに、きめ細かいキャリア・コンサルティングや情報提供等の充実を図り、就職に繋がるよう取組を進めました。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響を受け、来館による相談を休止した時期があるものの、ウェブ、電話による対応などで支援を継続しました。</p> <p>・制度が適切に運用されるよう、市町へ随時助言を行いました。</p> <p>・また、国が実施する事業従事者対象の広域研修の開催に協力し、好事例などの情報共有を図りました。</p> <p>・協議会の会議において支援機関の取組状況を紹介する機会を設けたほか、支援機関・団体を掲載しているマップの広報を行い、構成員相互の情報共有やネットワーク化の支援を行いました。</p> <p>・支援に携わる方等を対象とした、講習会を開催し、人材育成支援を行いました。</p>	<p>・ひきこもり相談支援センターでは、18歳以上を対象としており、学齢期の相談については、教育委員会と連携を図り、適切な支援方法について、引き続き検討していく必要があります。</p> <p>・ひきこもりの状態にある本人及びその家族等に必要な支援が適切に提供される体制について引き続き検討する必要があります。</p> <p>・若者交流館では、対象年齢が拡大されたものの、新規登録件数は前年度並みとなったことから、引き続き、積極的な周知活動を実施する必要があります。</p> <p>・ひろしましごと館では、支援を必要とする期間が長期化する傾向があり、就職者数は伸び悩んでいます。また、新型コロナウイルスの影響を受けた厳しい雇用情勢の中で、円滑に就職に結びつくよう、引き続き支援を継続していく必要があります。</p> <p>・必要な方に必要な支援が届くよう、任意事業の実施促進及び事業従事者の資質の向上などについて引き続き取り組む必要があります。</p> <p>・支援機関・団体相互のネットワークは、一定程度形成されつつありますが、子供・若者が抱える困難は多岐にわたり、複合的にあらわれるケースも見られるため、速やかに適切な支援につながるよう、さらに連携を図っていく必要があります。</p>	<p>・ひきこもり相談支援センターの業務等については、ホームページや各種研修会等で継続的に周知を図ります。</p> <p>・広島ひきこもり相談支援センター実務者会議において、継続的に教育委員会と連携し、18歳未満の相談対応等について検討します。</p> <p>・引き続き、ひきこもり支援を適切に行える人材を育成し、ひきこもり支援の質の向上を図ります。</p> <p>・アウトリーチ支援の継続や居場所づくり等について検討します。</p> <p>若者交流館及びひろしましごと館(若年者就業相談コーナー)において、引き続き、きめ細やかな就業支援を推進するとともに、関係機関と連携を進め、支援対象者へ情報が届くよう広報していきます。</p> <p>・研修の実施などにより事業従事者の資質の向上を図ります。</p> <p>・また、研修などの機会を活用しながら取組事例などを情報共有し、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進していきます。</p>	<p>疾病対策課(個別最適な学び担当)</p> <p>疾病対策課</p> <p>雇用労働政策課</p>
<p>○ 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。</p>	<p>・協議会の会議において支援機関の取組状況を紹介する機会を設けたほか、支援機関・団体を掲載しているマップの広報を行い、構成員相互の情報共有やネットワーク化の支援を行いました。</p> <p>・支援に携わる方等を対象とした、講習会を開催し、人材育成支援を行いました。</p>	<p>・支援機関・団体相互のネットワークは、一定程度形成されつつありますが、子供・若者が抱える困難は多岐にわたり、複合的にあらわれるケースも見られるため、速やかに適切な支援につながるよう、さらに連携を図っていく必要があります。</p>	<p>・会議の機会や広報を通じ、支援機関・団体相互の情報共有や連携促進が図られるよう、引き続き取り組めます。</p> <p>・若者のコミュニケーションツールとして普及しているSNSを活用した支援について講習会を開催するなど、引き続き、支援機関・団体のニーズ等を踏まえ、支援の充実につながるよう取り組めます。</p>	<p>県民活動課</p>
エ 非行防止・立ち直り支援				
(共通)				
<p>○ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。</p> <p>○ 少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施し、効果的な再非行防止対策を推進していきます。</p> <p>○ 広島県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境の改善を図るため、立ち入り調査や広報啓発活動を推進します。</p> <p>○ (公社)青少年育成広島県民会議や市町などと連携し、非行防止などに関する啓発活動を推進します。</p> <p>○ 再非行を防止するため、就労体験などの取組により、実際の雇用につながる協力雇用主の確保や、一般就労が困難な青少年を福祉的支援につなぐ取組について検討します。</p>	<p>学校等関係機関と連携した犯罪防止教室や少年警察ボランティアの活動、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等により、子供の規範意識の醸成を図りました。</p> <p>少年サポートセンターを中心として、継続補導や学習支援・体験活動などを行う少年サポートルーム、サポート会議の開催など各種立ち直り支援活動により、再非行防止対策を実施しました。</p> <p>条例に基づき、書店、コンビニ、ゲームセンター、カラオケ、ネット通信機器の取扱店等への立ち入り調査を県内465か所で行い、自主規制の実施状況等の調査・指導を実施しました。</p> <p>7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「子供・若者育成支援強調月間」にあわせ、青少年の非行防止と保護やあいさつ・声かけ運動等の推進のための啓発を市町や青少年育成団体と協働して、集中的に実施しました。</p> <p>法務省の委託事業「地域再犯防止推進モデル事業」を受託し、非行少年を対象に就労体験を始めた就業支援を実施しました。</p> <p>令和3年3月に、非行をした者の立ち直り支援に関する施策を含む「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」を策定し、今後の取組の方向性を整理しました。</p>	<p>次代を担う子供の健全育成を図るため、今後も、低年齢の子供に対する規範意識の醸成を図る取組を継続する必要があります。</p> <p>各種立ち直り支援活動による再犯者数の減少が非行少年の減少にもつながることから、引き続き、再非行防止に向けた取組を継続する必要があります。</p> <p>店舗などに加え、インターネット利用においても、青少年を有害な環境から守るための取組の推進が必要です。</p> <p>若年層のコミュニケーションツールとして、SNSが広く普及するなど、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた効果的な広報啓発を推進する必要があります。</p> <p>少年が自力で様々な支援制度に関する情報を入手し、活用することは難しいと考えられるため、関係機関と連携し、支援情報が届き、活用されるよう取り組む必要があります。</p>	<p>学校と連携した犯罪防止教室の実施や少年警察ボランティアによる学校担当制の充実を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動を推進します。</p> <p>少年サポートセンターを中心として、継続補導や少年サポートルームの開催など各種立ち直り支援活動を推進し、再非行防止対策を図ります。</p> <p>・市町と連携した店舗への立ち入り調査や業界団体への働きかけ等を通じて、事業主への改善指導や啓発を行います。</p> <p>・保護者のフィルタリング利用の促進を図るための広報啓発を行います。</p> <p>7月及び11月の月間行事にあわせ、市町や青少年育成団体と連携した取組や、ホームページ、SNSを活用した広報啓発を行います。</p> <p>少年は、保護観察中に就労につながる機会が多いことから、協力雇用主の登録促進に係る国の広報活動に協力するとともに、県の就業支援や修学支援、福祉制度等について、国への情報提供を行います。</p>	<p>少年対策課</p> <p>少年対策課</p> <p>県民活動課</p> <p>県民活動課</p> <p>県民活動課</p>

(教育関連)				
○ 課題を抱える学校に対し、スクールサポーターを配置し、校内における児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や、児童・生徒からの相談に対応することにより、児童生徒が安全に、安心して学べる教育環境を確立し、少年犯罪等の防止、及び青少年の健全育成を推進します。	児童生徒の個々の特性や家庭環境等の背景を踏まえ、個別の指導・支援計画を策定し、校内で情報交換を行うとともに、スクールサポーターが校内巡視や声掛け等を行うことにより、その専門的な観察力や洞察力により問題行動を早期に把握し、個に応じた支援へとつなげました。	衝動的に激昂し暴言や暴力に至る事案や、SNS等を使った犯罪、児童虐待被害など、児童生徒が抱える課題が一層多様化・複雑化しており、警察をはじめとした関係機関との連携を図り、それぞれの立場による専門性を生かした適切な対応や支援を行っていく必要があります。	学校警察連絡協議会や学校警察相互連絡制度の効果的な運用、関係諸機関等を含めたケース会議等を通して、互いに役割分担を行い、児童生徒の個々の実態に応じた支援、声掛け等の具体的な対応の仕方を共有するなど、専門性に応じた協働体制の確立を推進します。	豊かな心と身体育成課 (少年対策課)
○ 市町におけるスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを推進するとともに、スクールサポーターの運用がより効果的なものとなるよう学校との連携強化を図ります。	市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを行うとともに、学校・教育委員会と連携し、スクールサポーターの効果的な運用を図りました。	市町へのスクールサポーターの新規配置がないため、引き続き、拡充に向けた働きかけと効果的な運用を図る必要があります。	市町へのスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを実施するとともに、課題を抱える学校との連携を強化し、スクールサポーターの効果的な運用を図ります。	(豊かな心と身体育成課) 少年対策課
○ 公立学校において、教職員を対象とした非行防止教室を実施し、児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図ります。	全ての公立学校において、非行防止教室を実施し、開催時期についても、夏休み前までに開催するなどの工夫を行いました。	児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、巻き込まれる犯罪や非行の実態も多岐にわたるため、関係機関と連携を図りながら、取組を進める必要があります。	児童生徒を取り巻く実態に応じた指導や支援が行えるよう、関係機関と連携し、非行防止教室のテーマに応じた専門性の高い講師を招聘するなど、取組内容の充実を図ります。	豊かな心と身体育成課 (少年対策課)
(児童家庭福祉関連)				
○ 広島学園の入所児童の自立を支援するため、関係機関と連携して自立に向けた生活支援や学習支援と合わせて行動様式を学ぶプログラムを実施し、社会適応をサポートします。また、義務教育終了後に支援を要する子供の生活の安定と自立を支援する「自立援助ホーム」について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。	関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施しました。またR3年度開設予定の自立援助ホームの設置に向けた支援を行いました。	入所児童の課題解決および社会適応のサポートを継続する必要があります。	・関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施します。 ・また、自立援助ホームの設置に向け、事業者の説明等を積極的に行い、設置の準備に取り組みます。	こども家庭課
(薬物関連)				
○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、ヤング街頭キャンペーン等の普及啓発活動や、相談支援、依存者への個別専門指導、支援人材の育成等、関係機関・団体と緊密に連携し対策を推進します。	啓発ポスターの掲示、リーフレットの配架、国連募金への協力等、薬物乱用防止啓発活動を実施しました(ヤング街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)。 相談員による個別相談及び月一回依存症専門医師相談、県内2か所で月一回の家族教室実施、県福山庁舎・県庁での出張相談、支援者・当事者家族向け研修会の実施、少年矯正施設や保護観察所等関係機関への技術支援、国立精神神経医療研究所の研究協力、回復施設の連携を行いました。	若年層の大麻乱用の拡大が懸念されているため、大麻の危険性について正しい情報を啓発する必要があります。 当事者・家族が相談のできる県内支援機関が少ないため、通いやすい相談先を確保する必要があります。	近年、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯による検挙人員が増加しているため、主に大麻の危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知します。 関係機関・団体との連携をより緊密にし、当事者・家族の相談支援に対して回復プログラムの取り組みを支援します。	業務課
○ 県内の関係医療機関の薬物依存治療の現状把握を行い、依存症者の受け入れ促進に向けた検討を行います。	薬物相談事業推進連絡会議を书面開催し、広島県依存症治療専門医療機関をはじめ、取組機関、矯正施設、回復施設等と薬物事犯の現状と依存症者の回復に関する取組みや課題について情報共有を行いました。	依存症者の治療や回復支援の推進には、医療機関を受診していない潜在的な患者が多いという特性を踏まえ、引き続き、相談体制、医療体制、連携体制の整備を進める必要があります。	薬物依存症者の再使用(再犯)防止と社会復帰を地域で支援するため、引き続き会議を開催するなどして情報共有を図り、関係機関との連携を促進します。	業務課
(3) 地域社会における支え合いの推進				
○ 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。	「広島県地域福祉支援計画」(R2.4月策定)に定めてある『重層的なセーフティネット』の構築に向けて、地域の多様な主体が地域課題を共有してその解決を試みる活動等の地域づくりをモデル実施しました。	・人口減少・少子高齢化等による核家族化や単身世帯等の家族機能の変化、また、地縁等の脆弱化により共同体機能が低下しています。 ・個人・世帯が抱える生活課題の複雑化・多様化(8050、ダブルケア、社会的孤立など)しているため、行政や専門職等も協働して課題解決に取り組む必要があります。	・R2年度モデル地域の活動継続及びモデル地域を追加して実施します。 ・地域主体活動や市町の包括的な相談支援体制構築に向けて市町職員等への研修会を開催します。 ・平成30年豪雨地域支え合いセンターのノウハウ活用等による包括的な相談支援体制の構築に取り組む市町への支援を実施します。(市町へ定期訪問して、技術的助言や意見交換・勉強会等)	地域共生社会推進課
○ 地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員の確保、地域の担い手の養成など、見守り合い・支え合いの推進に取り組めます。	県民生委員児童委員協議会や地区民生委員協議会が実施する研修等の事業に対する活動費の助成を行ったほか、令和2(2020)年11月に県知事感謝状授与対象者を見直すなど、なり手不足解消に向け改善を図りました。	企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不在などにより、依然として、なり手不足が課題となっています。	民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発し、引き続きなり手不足の解消を図っていきます。	こども家庭課 地域共生社会推進課
(4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり				
○ 外部の専門団体とのさらなる連携を図り、効果的な違法・有害情報に対する取り締まり、捜査を実施するとともに、サイバー防犯ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進します。	違法・有害情報に対する捜査・取締りを実施するとともに、サイバー防犯ボランティア、大手通信事業者、関係機関等と連携し、犯罪防止教室の開催により、インターネットの適切な利用等の啓発活動を実施しました。	インターネットの普及に伴い、違法・有害情報に接する機会が増えることから、取締りや広報啓発活動を推進する必要があります。	違法・有害情報の収集に努め、捜査・取締りを推進するとともに、サイバー防犯ボランティア、大手通信事業者、関係機関等と連携し、犯罪防止教室の開催等により、広報啓発活動を推進します。	サイバー犯罪対策課 少年対策課
○ インターネット上で、援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、書き込みを行った少年を補導し、少年や保護者に直接注意や指導を行うことにより、福祉犯の被害を未然に防止します。	インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対し、注意喚起メッセージ等の投稿や補導活動を行い、福祉犯被害の未然防止活動を実施しました。	SNSに起因した子供の犯罪被害は依然として発生していることから、引き続き、サイバーパトロールを強化し、被害の未然防止活動を推進する必要があります。	インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対し、注意喚起メッセージ等の投稿や補導活動を推進します。	サイバー犯罪対策課 少年対策課
○ 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」を開催し、スマートフォンやインターネットに係るトラブルへの対応等について、関係機関と意見共有し、今後の児童生徒への指導の在り方を協議します。	携帯電話啓発活動推進会議において、市町教育長、校長、PTA団体等の代表がインターネットのトラブルから児童生徒を守るための取組などを紹介するとともに、今後の取組内容について確認を行いました。	SNSを介したいじめや性犯罪など、様々なトラブルが発生しており、引き続き、児童生徒へのインターネット利用等に関する指導を継続する必要があります。	児童生徒の身の回りに起こる、SNSを介した様々なトラブルなどの状況を把握したうえで、PTAなどの「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」の参加団体との連携を充実させ、指導や支援の充実にも努めます。	豊かな心と身体育成課
○ 中学校の入学説明会等の機会を捉え、保護者を対象とするフィルタリング利用や家庭でのルール作りを推奨する犯罪防止教室を開催する等、広報啓発活動を推進します。	・中学校の入学説明会等の機会に、保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を実施しました。 ・親子への適正なインターネット利用啓発を目的として、県内の中学生及び小学4～6年生全員に自撮り被害防止やインターネット適正利用に関する啓発資料の配付を行いました。 ・インターネットの普及に伴う諸課題の把握のため、実態調査を行いました。	・インターネットの利用に係る被害等から子供を守るため、今後も、継続して啓発活動を推進する必要があります。 ・インターネット利用の低年齢化に対応した啓発を実施していく必要があります。	・犯罪防止教室や入学説明会等のあらゆる機会をとらえて、インターネットの適切な利用やフィルタリング普及促進のための啓発活動を推進します。 ・子供の発達段階に応じた啓発活動を継続的に行っていくとともに、保護者の理解促進及び知識向上のための啓発を実施します。	県民活動課 少年対策課